

# Hong Kong Tax Alert

10 April 2026  
2026 Issue No. 3

## 香港IRD、さまざまな税務・実務上の取り扱いに関する見解を表明

- 今回表明された見解には、(i) サービス契約に基づく原状回復費用のグループ内での再請求については、内国歳入法（以下、「IRO」）のセクション16(1)に基づき損金算入が認められる場合があること、(ii) 同族投資持株会社（以下、「FIHV」）の負債は、同法のスケジュール16Cにおける所定資産の純資産総額が2億4,000万香港ドルの基準を満たして優遇税制措置の適用対象となるかどうかを算定する際に控除する必要があること、(iii) 国外源泉所得非課税制度（以下、「FSIE」）における経済的実体要件（以下、「ESR」）を満たしている場合であっても、オペレーションテストにおいて利息収入の国外源泉性の判断に必ずしも不利に働くとは限らないことが含まれます。

香港内国歳入局（以下、「IRD」）と香港公認会計士協会（以下、「HKICPA」）との2025年度年次総会の議事録が最近公表されました。

当該会議で議論された税務・実務上の取り扱いを本号にまとめています。IRDの見解は法的拘束力を有するものではありませんが、納税者がタックスプランニングを行う際の有益な参考資料となります。

上記内容について質問がございましたら、ご担当の税務専門家までご連絡ください。

## (i) 原状回復費用の損金算入

2024/25年度より、賃貸借目的の物件に関して発生した原状回復費用は、IROのセクション16(2K)に定める以下の要件をすべて満たす場合、同法のセクション16(1)(gc)の規定に基づき損金算入が認められます。

- (a) 当該損金算入を行う側が、当該賃貸借契約の賃借人であること
- (b) 当該物件に対して原状回復義務を負っていること
- (c) 当該原状回復費用が、香港財務報告基準第16号(リース)またはこれに類似するその他の会計基準に基づく引当金に係るものでないこと
- (d) 当該原状回復費用の金額が合理的であること

### 過去に損金不算入とされていた引当金の損金算入について

IRDは、これまで損金算入が認められなかった原状回復費用に係る引当金について、2024/25年度より、IROのセクション16(1)(gc)に基づき損金算入が認められることを確認しました。当該損金算入は、賃貸借契約の満了時または早期解約時に、当該物件を原状回復するための実費が発生し、または支払われたことに伴って当該引当金が充当され、かつ、上記のその他の損金算入要件を満たす場合に認められます。

### グループ内費用の再請求のためセクション16(1)(gc)の規定が適用されない原状回復費用が、セクション16(1)の規定に基づいて損金算入が認められる可能性について

グループ持株会社が賃借人との間で賃貸借契約を締結し、その後同グループ内の各事業体に対して賃貸費用および原状回復費用の負担分を別途請求する場合、IRDは、当該原状回復費用の付替はIROのセクション16(1)(gc)の対象にはならないとの見解を示しています。

これは、グループ各社が当該賃貸借契約の賃借人とは見なされず、セクション16(1)(gc)に基づく原状回復費用の控除を請求する目的において、賃借人の原状回復義務を負わないためです。

ただし、IRDは、こうした賃貸費用・原状回復費用の付替について、グループ会社が持株会社に対して支払うグループ内賃貸サービス料金と見なすことが可能であるとの見解を示しています。

したがって、当該付替が独立企業間価格に基づいて行われている場合には、グループ会社が当該費用を負担した年度に、IROのセクション16(1)の一般的な損金算入規定に基づいて損金算入が認められると考えられます。

### EYの所見

賃借人が賃貸借契約に基づいて負担する原状回復費用は、一般に、当該賃貸借契約を設定するために生じた損金不算入の資本性支出として取り扱われます。これは、判例法上、当該賃貸借契約が通常、賃借人の資本性資産と見なされるためです。

一方、商業的観点からは、原状回復費用は、賃借人が賃貸借期間中に当該物件を使用・収益するために負担する通常の営業費用と見なすことも可能です。このような観点から、納税者向けの軽減措置として、2025年にセクション16(1)(gc)が制定されました。

グループ内での賃貸サービスの提供に係るものを含むサービス契約は、一般に、資本性資産を構成しない通常の事業契約と見なされます。したがって、このような契約に基づく費用(費用分担契約における負担金を含む)については、IROのセクション16(1)に基づいて損金算入が認められると考えられます。

これに対し、原状回復費用に係るものを含む付替は、グループ持株会社が受領した時点で益金となります。その結果、賃貸借契約の満了時または中途解約時に原状回復費用が実際に発生した際のIROセクション16(1)(gc)に基づく当該費用の損金算入は、グループ持株会社のみが行うこととなります。

## (ii) FIHV向け優遇税制の適用に必要な最低資産基準額

IROのスケジュール16Eのセクション10に基づき、適格シングルファミリーオフィス(以下、「ESFオフィス」)が管理するセクション16C対象資産の純資産価値(NAV)の総額は、FIHV1社あたり少なくとも2億4,000万香港ドル以上である必要があります。

HKICPAは、法令上の「純資産価値」という文言は、FIHVの資産価値ではなく、スケジュール16C対象資産の価値を指すと指摘しました。これを受け、HKICPAは、未実現損失や減損損失については考慮する必要があるものの、FIHVがスケジュール16C対象資産を取得する際に生じた負債(HKICPAの設例の株主貸付金など)については、優遇税制の適用要件を満たすかどうかの判断において控除する必要はない、との見解について確認を求めました。

## スケジュール16C対象資産の純資産価値を算出する際には、FIHVの負債を控除する必要がある

しかし、IRDはこの見解を認めない立場を示しました。IRDの見解では、IROのセクション16Eにおいて「純資産価値」(NAV)という用語は明確に定義されていないため、通常の意味に従って解釈すべきであり、かつ会計基準として認められた基準を参照する必要があるとしています。香港財務報告基準では、純資産価値という用語が明示的に定義されていないものの、この概念は会計・財務の分野で広く認識されており、総資産から総負債を差し引いた額であると理解されています。

したがって、設例における株主貸付金が関連する会計基準において資本性資産として分類され得る場合(例えば、満期日のない永久貸付金や、一定期間経過後に株式に転換される貸付金など)を除き、この株主貸付金は金融負債として扱われ、スケジュール16C資産の総資産価値から控除されることとなります。

IRDはまた、シンガポールのファンドおよびファミリーオフィス向け優遇税制措置における「運用資産残高」(AUM)の定義では、貸付金(株主貸付金を含む)を運用資産残高から控除することは求められていないことを認めています。しかしながら、香港の税制とシンガポールの税制では、最低資産要件の内容が異なる点を指摘しています。

IRDはさらに、法令において純資産価値という用語が採用された場合、FIHVの負債を無視することはできず、政策の意図はESFオフィスが借入れに頼らずに純資産を香港に持ち込むことを確保する点にあると説明しました。

また、HKICPAが、純資産価値という用語に関するIRDの見解は、シンガポールの税制と比較して香港の税制上の競争力を損なうおそれがあるとの懸念を示したことを受け、IRDは、当該意見を財務事務及び庫務局(以下、「FSTB」)に伝え、検討を求めると述べました。

### EYの所見

香港に相応の規模の資産・資産運用活動をさらに誘致することが政策目的であるならば、スケジュール16C対象資産が株式により調達されるか、融資により調達されるかは、その目的の達成という観点からは大きな違いを生じさせないように思われます。

したがって、FSTBが現在進めている、香港のファンド、FIHVおよびキャリード・インタレストに係る優遇税制の強化に向けた見直しにおいては、純資産価値要件についても再検討の余地があると考えられます。関連法案は2026年前半に提出される予定です。

### 軽減税率の対象となる「組込型知的財産所得」の判定について

#### 組込型知的財産所得については、移転価格(TP)の手法を用いて算定することが必要

パテントボックスの優遇税制措置では、製品またはサービスの販売収入のうち、公正かつ合理的な基準に基づいて適格な知的財産(以下、「IP」)の価値に対応すると考えられる部分は、「組込型IP所得」とされます。法令上、組込型IP所得は、OECDルールの要件およびガイダンスと最も整合する方法により算定することが求められています。

HKICPAは、特に対象IPの独自性が高い場合には、納税者がOECDルールを適用して組込型IP所得を算定することが難しくなる可能性がある旨指摘し、合理的な代替的算定手法をIRDが認めるかどうかについて照会しました。

これに対し、IRDは、パテントボックス優遇税制において参照されるOECDルールには、経済協力開発機構(OECD)が2022年に公表した「多国籍企業および税務当局のための移転価格ガイドライン」(以下、「TPG」)が含まれていると説明しました。

さらに、IRDは、TPGに基づく移転価格アプローチにおいては、各取引の事実関係・状況を個別に検討する必要がある一方で、非移転価格アプローチは、適格IPの価値に帰属する所得割合について、一定の固定的前提に依拠するものであると指摘しました。このように、後者のアプローチは、適格IPの価値を過小または過大に評価する可能性があります。

さらに、TPGは、適切な状況の下では、信頼できる比較対象となる独立企業間取引の特定を前提としない移転価格手法の採用も認めています。ただし、その場合、当該手法については、提供商品・サービスの性質や価値創造に関連する無形資産やその他要因の寄与を反映していることが求められます。

したがって、IRDは、比較対象やベンチマークが存在しない可能性のある独自の自社開発IPについても、TPGが当該IPの価格設定に用いる手法の採用について柔軟性を認めているものと考えています。

### EYの所見

法令上の要件および上記のIRDの見解に照らすと、納税者が自らの移転価格手法がTPGにおいて示された手法と整合していることを示すことができる場合に限り、IRDは、当該手法により算定された組込型IP所得を受け入れるものと考えられます。必要に応じて、納税者は移転価格の税務専門家に相談することが望まれます。

## 包括的二重課税回避協定(以下、「CDTA」)適用を目的とした居住者証明書について

「香港の税務上の居住者」の定義は、「2024年度内国歳入法(多国籍企業グループに対する最低課税)修正法」により、香港におけるグローバル税源浸食防止(以下、「GloBE」)ルールの導入の一環として、IROIに一般規定として導入されました。

このような包括的な定義がIROIに設けられたことを受け、HKICPAはIRDに対し、(i) GloBEルールの適用、(ii) 無税または名目税率の国・地域におけるESR(経済実体要件)の遵守、(iii) 本拠地を香港に移転した企業が香港の税務上の居住者であることの証明、という各場面で居住者証明書(以下、「CoR」)が発行されるかどうかを照会しました。

これに対し、IRDは、「IROIにおける『香港の税務上の居住者』の一般的な定義の導入とCoRの発行とは、それぞれ別個の事項である」と回答しました。IRDの方針として、CoRの発行は依然としてCDTAの適用目的に限定されており、無税または名目税率を適用する国・地域におけるESRの遵守を含む、CDTA以外の目的のためには発行しない方針を維持しています。

### 現時点ではGloBE目的でのCoR発行は不要

IRDは、GloBEルールでは、構成事業体の税務上の居住地をCoRで証明することを義務付ける規定はないと説明しました。そのため、現時点では、GloBE目的でCoRは必要ないとしています。

また、IRDは、GloBEルールを導入している国・地域での実務を注視し、GloBE目的で税務上の居住地を証明するためにCoRを発行する必要が生じるかどうかを今後検討していく方針を示しました。

### 香港に本拠地移転をした会社は、香港設立会社と同様に取り扱われる

IRDは、香港に本拠地移転をした会社は、移転後、香港設立会社と見なされることから、CDTAの目的上、香港の税務上の居住者として取り扱われることを確認しました。

このため、当該会社がCDTAの目的でCoRを必要とする場合には、簡易手続を含め、香港設立会社に適用される現行の取扱いが同様に適用されます。

香港に本拠地移転をした会社がCDTAの目的上、香港設立会社として取り扱われる根拠は、IROIにおいて、「香港で設立された会社または事業体」には、香港に本拠地移転をした会社が含まれると定められていることにあります。

IRDはさらに、CDTAにおいて定義されていない用語は、関係する国・地域の国内法に従って解釈されるべきであることから、香港のCDTA締約相手国も、上記の根拠に基づき、香港に本拠地移転をした会社がCDTAの目的上、香港の税務上の居住者であることを受け入れることができるはずであると付言しました。

ただし、香港に本拠地移転をした会社に対するCoRは、当該会社が旧設立地または旧本拠地における抹消手続を完了した後にのみ発行されます。この点、CoR自体は、香港において本拠地移転証明書が発行された時点から効力を生じることに留意する必要があります。

これは、当該会社が旧設立地または旧本拠地における登録抹消を完了できず、香港に本拠地移転をした会社としての地位が後に取り消される場合に、混乱が生じることを防ぐためです。

### EYの所見

IRO上、「香港で設立された会社または事業体」には「香港に本拠地移転をした会社」が含まれるとされていますが、この規定は、香港のCDTAの多くが締結された当時には存在していませんでした。そのため、香港に本拠地移転をした会社がCDTA上の香港居住者に該当するというIRDの解釈が、香港のCDTAの締約相手国・地域にそのまま受け入れられるかどうかは、必ずしも明確ではありません。

この点の代替的な対応として、香港に本拠地移転をした会社が、関連する時点で「通常、香港において管理または支配されている」といえる場合には、香港の多くのCDTAで定義される「香港居住者」の別の基準を満たす可能性があるため、その根拠に基づいてCoRの申請を検討することも考えられます。

## CDTA目的におけるCoR申請の取扱い

**関連事業体のうちいずれかが、3年間の有効期間内に有効なCoRを保有している場合には、PN 9に基づくCoRの一括申請は受理されない**

中国本土・香港との間に締結しているCDTAに基づき、香港居住者が中国本土源泉の配当金、利息収入およびロイヤルティに適用される軽減税率の適用を受けるためには、当該香港納税者は、中国国家税务总局公告2019年第9号(以下、「PN 9」)に基づき、当該所得の受益権者であることを証明する必要があります。

当該所得の受益権者が、企業系列上、所得受領者より上位の事業体である場合には、当該企業系列内の関連するすべての事業体が、PN 9に基づきCoRを申請する必要があります。

これとは別に、IRDと中国国家税务总局(STA)の間で合意された実務上の取決めにより、IRDが申請者に対して特定の暦年について発行したCoRは、その暦年およびその後2年間(計3年間)にわたり、香港の税務上の居住者であることを証明する有効な証明となります。

また、IRDは、企業系列内のいずれかの事業体が、当該暦年において有効な既発行のCoRを既に保有している場合には、PN 9に基づく特定の暦年のCoRの一括申請を受け付けない方針を示しました。

### EYの所見

上記のIRDの取扱いは、同一事業体が同一期間を対象とする2通のCoRを保有することによる混乱を避けることを目的とするものと考えられます。

EYは、香港居住者がやむを得ない事情に直面し、中国本土の税務当局が既に有効なCoRを保有しているにもかかわらず、別途のCoRの提出を求める場合には、IRDがなお別途のCoRの発行を検討するという実務的な対応は歓迎いたします。そのような場合には、納税者は、CoR申請において明確な理由と具体的な状況を記載するよう推奨します。

### 譲渡益に係るCoR申請においては、当該譲渡益が生じる可能性が高いことを示す必要がある

一般に、CoRは、CDTAに基づく優遇税制措置の適用対象となる所得が生じた場合にのみ発行されます。

ただし、IRDは、特定の状況下において、所得が生じる前にCoRを申請しなければならないやむを得ない事情が生じる場合があることを認識しています。

そのため、納税者が、申請対象年度中に当該所得が生じることが合理的にみて確実であると示すことができる場合には、IRDは、そのような申請を検討する用意があるとしています。

譲渡益については、売買契約書、基本合意書その他これらに類する書類が裏付資料となります。これに対し、裏付資料を伴わずに、当該利益が見込まれると単に主張するだけでは受け入れられません。

### EYの所見

上記のIRDによる説明とガイダンスを歓迎します。

## (iii) FSIE税制

**FSIE税制にてESR要件を満たすことは、必ずしもオペレーションテストに基づく利息収入の国外源泉性を否定するものではない**

単純な金銭貸付以外の貸付から生じる利息収入の源泉地は、オペレーションテストに基づいて判定されます。

HKICPAは、FSIE税制の下でESR要件を満たすことが、オペレーションテストに基づく利息収入の国外源泉性の判断に必然的に不利に働くのではないかと懸念を示しました。これは、ESR要件を満たすために考慮される活動が、オペレーションテスト上の関連活動にも該当する可能性があるためです。

これに対し、IRDは、FSIE税制の適用対象は、香港において取引または事業を行う多国籍企業(以下、「MNE」)グループに属する事業体に限られると指摘しました。純粹持株事業体以外の事業体については、ESR要件の下で香港にて実施すべき特定経済活動として、必要な戦略的意思決定を行い、当該事業体が取得・保有・処分する資産に関連するリスクを管理し、これを負担することが含まれます。また、ESRを満たすためには、これらの特定経済活動を実施できる十分な数の適格従業員を香港に有している必要があります。特定経済活動に係る基準値は比較的に低く、その充足はそれほど困難ではないでしょう。重要なのは、これらの特定経済活動が、関連する源泉地判定ルールの下での利益創出活動に必ずしも該当する必要はないという点です。したがって、ESRを満たしていたとしても、オペレーションテスト上、利息収入の国外源泉性が必ずしも否定されるわけではありません。

具体的には、IRDは、HKICPAの設例において、融資に関する戦略的な判断(例えば、借手の類型や一般的な貸付期間に関する大枠の条件設定)が香港で行われ、個別の融資条件の詳細な検討までは香港で行われていない場合であっても、ESRを満たしていると見なされる可能性があるとして述べました。

ただし、そのような戦略的意思決定を香港で行ったとしても、それだけでオペレーションテスト上の利益創出活動に該当するとは限りません。

IRDは、利息収入については、オペレーションテスト上、資金調達や借手との融資条件の交渉といった、利息収入を得るための実質的な中核業務が重視されると説明しています。

## EYの所見

EYは、IRDによる上記の明確化を歓迎するとともに、ESRを満たすことが当該所得の国外源泉性を直ちに否定するものではないことをより明確に示すため、さまざまな設例や、他の種類の国外源泉所得に関する追加的な例示が示されることが望ましいと考えています。

## 特定の産業または事業活動に対するに係るIROセクション16(2)の利息収入に関する損金算入規定の緩和

IRDは、FSIE税制の下では、香港において事業を行うMNE事業体が香港にて受領する国外源泉利息収入について、ESRを満たしていない場合には、IROのセクション15IIに基づいて香港において課税対象となると述べました。

これにより、IROのセクション14に基づき香港において課税される香港源泉利息収入と相まって、国外源泉利息収入は香港で課税される一方、これに対応する利息費用はIROのセクション16(2)の制限的な損金算入要件により損金不算入となるケースが、より多く生じることにつながります。

しかしながら、IRDは、特定の産業または事業活動のニーズに対応するため、IROのセクション16(2)には既に一定の例外規定が設けられていると指摘しました。例えば、適格航空機リース事業者が航空機を取得する際に生じる利息や、研究開発(以下、「R&D」)活動のための機械設備取得に伴う利息がこれに該当します。

HKICPAがIRDに対し、利息に関する損金算入規定を見直す意向について問い合わせたところ、IRDは、セクション16(2)は租税回避防止規定であると説明しました。そのため、損金算入規定に根本的な変更を加えるには、政策上の十分な根拠および包括的な見直しが必要であり、相応の時間を要するでしょう。また、IRDは、香港税制の独自性に鑑みると、他の国・地域における利息費用に関する規定が香港に適しているとは限らない点にも言及しました。

当面の間、IRDは、特定の産業または事業活動に対する規制を緩和すべき強い理由があるかどうかを検討し、よりの絞った改善策を検討する方が有益であることを示唆しました。

## EYの所見

現時点では、IROのセクション16(2)に基づく利息損金算入規定について、包括的な見直しが行われる予定はないように見受けられます。いずれにしても、少なくとも、グループ内金融事業を行う事業体が海外関連会社に対して支払う利息に係る「課税対象」要件については、適格コーポレート・トレジャリー・センターに対する優遇税制措置の強化に向けた見直しの一環として、検討されることが期待されます。

## 国外源泉サブライセンス所得がFSIE税制の下で「受領ベース」で課税される場合の支払ロイヤルティに係る源泉徴収税の問題

納税者が、香港外においてIPの使用権を付与することにより得られる国外源泉のサブライセンス所得は、通常、FSIE税制の下で課税対象となります。これは、サブライセンス契約に基づく所得については、納税者がネクサス要件を満たす適格なR&D支出を負担する必要がないためです。ただし、FSIE税制の下では、当該国外源泉サブライセンス所得は、香港で受領された年度(受領年度)にのみ課税されます。

サブライセンス所得が香港において受領された場合、それまで発生主義により計上されていたものの、損金算入が認められていなかったロイヤルティ費用は、FSIE税制の下で受領年度において損金算入が認められます。

IRDは、このような場合、納税者が非居住者に対して支払うロイヤルティについては、IROのセクション15(1)(ba)および20B(3)に基づく源泉徴収義務は、当該サブライセンス所得の受領年度にのみ発生することを確認しました。これは、過去に発生したロイヤルティ費用が損金算入可能となるのが受領年度に限られ、その結果として源泉徴収義務が生じるためです。

そのため、サブライセンス所得の課税時期とロイヤルティ費用の発生時期との間にずれが生じる可能性があります。

IRDは、このような場合における納税者の源泉徴収義務の履行負担を軽減する観点から、納税者の同意を前提として、当該サブライセンス所得が香港においていつ受領されるかにかかわらず、これを発生年度において課税する実務上の取決めを検討し得ることを示しました。

また、代替策として、IRDは、納税者が非居住のIP所有者またはライセンサーとの間で、「税負担方式」によるロイヤルティ契約の締結を交渉することを提案しています。この場合、源泉徴収義務は問題となくなると考えられます。

## EYの所見

納税者がFSIE税制の下での課税を希望する場合、国外源泉所得を香港へ送金することは、それほど困難ではないことを考えると、IRDが言及している実務上の取決めが、多くのケースで必要となる可能性があります。

## **会社分割における国別(CbC)報告書の申告義務**

国別報告対象グループ(グループA)に属する香港事業体(およびその子会社)が売却された結果、当該香港事業体が新たなグループ(グループB)の最終親会社(以下、「UPE」)となる場合があります。

OECDは、「国別報告(CbCR)の実施に関するガイダンス」において、各国・地域の税務当局が、グループBについて初年度から国別報告要件を適用すべきかどうかを判断するに当たり、考慮し得る二つのアプローチを示しています。

アプローチ1: グループBは、0年度(すなわち、売却直前の年度)には、独立したグループとして法的には存在していなかった。したがって、グループBは、初年度に係る国別報告書を提出する必要はない。

アプローチ2: 売却によりグループBを構成することとなった事業体から成るサブグループは、売却前からグループAの一部として経済的には既に存在していたため、0年度における当該サブグループの連結売上高が所定の基準額を満たしている場合には、初年度に係る国別報告書の提出が必要。

IRDは、香港がアプローチ2を採用していると説明しました。したがって、グループBの最終親会社となる香港事業体が、香港の税務上の居住者であり、かつ、関連する基準値を満たす場合には、初年度に係る国別報告書を香港で提出する必要があります。

グループBが外国グループであり、そのUPEの所在国・地域がアプローチ1を採用している場合には、当該UPEの所在国・地域が香港と国別報告書を交換できるかどうかにかかわらず、グループBは、初年度に係る国別報告書を香港で提出する必要はありません。

一方、グループBが外国グループであり、そのUPEの所在国・地域がアプローチ2を採用している場合には、香港が国別報告書に関して広範な交換ネットワークを有していることから、グループBについて香港で国別報告書の提出が必要となる可能性は極めて低いと考えられます。

## EYの所見

また、IRDは、MNEグループが、アプローチ2に基づき過年度について香港で国別報告書を提出すべきであったにもかかわらず、アプローチ1に従って提出していなかった場合には、その是正のためにIRDに通知する必要があるとの立場を示している点にも留意が必要です。

## **まとめ**

IRDの見解は法的拘束力を有するものではありませんが、納税者がタックスプランニングを立てる際の有益なガイダンス資料となります。

本号で取り上げた事項についてご質問がございましたら、ご担当の税務専門家までご連絡ください。

Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau  
 27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong  
 Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com		US Tax Services	
China Tax Services			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Gloria Chan +852 2849 9244 gloria.lk.chan@hk.ey.com		International Tax Services	
US Tax Services			Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
Cliff Tegel +852 2629 3434 cliff.tegel1@hk.ey.com			Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting		Bas Sijmons +852 2846 9704 bas.sijmons1@hk.ey.com	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Transfer Pricing Services	
International Tax Services			Transfer Pricing Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Ivan Lam +852 2515 4184 ivan.wm.lam@hk.ey.com	Monica Leung +852 2629 3272 monica.leung@hk.ey.com	Lewis Chan +852 2629 3194 lewis.chan@hk.ey.com	Transaction Tax Services	
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
Tax Technology and Transformation Services				
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com				
People Advisory Services				
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Anthony Lam +852 2629 3645 anthony.lam@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

## EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

### All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

#### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2026 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

APAC no. 03025534  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](https://ey.com/china)

#### Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

